

国保税だより

国民健康保険事業は、加入者の皆様の医療費等を支払うため
国保税と国・県等の公費負担などの収入により運営しています。

1 令和5年度の変更点

- 課税限度額の引き上げ
医療分 63万円 → 65万円
後期高齢者支援分 19万円 → 20万円
- 軽減判定所得基準額の見直し

2 国民健康保険税について

- 国民健康保険税は、世帯ごとに年度単位(4月～翌年3月)で課税されます。
- 世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯全員分の国民健康保険税は世帯主に課税されます。

3 令和5年度 国民健康保険税の算出について

手順1: 国民健康保険加入者全員の令和4年分所得資料をご用意ください。

手順2: 総所得金額等※1から基礎控除額※2を差し引き、基準所得を算出します。

算出数値はあくまでも概算です。

年度途中に加入・脱退した場合は、
月単位での計算となります。

加入: 加入した月から計算

脱退: 脱退した月の前月分までを計算

| 加入者名 | 年齢 | 総所得金額等※1 | 基礎控除額※2 | 基準所得 |
|------|----|----------|----------------------|------|
| 様 | 歳 | 円 | 430,000円 加入者ごとに控除 | 円 |
| 様 | 歳 | 円 | | 円 |
| 様 | 歳 | 円 | | 円 |

手順3: (1)から(9)までを計算し、区分ごとの金額を算出します。区分ごとの金額の合計が国民健康保険税額となります。

| 区分 | 所得割額 | 均等割額 | 平等割額 | 区分ごとの金額 |
|---------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--|
| | 世帯加入者の前年所得による | 世帯加入者の人数による | 一世帯あたり | (100円未満切捨) |
| 医療分 国民健康保険加入者の 医療費を支払う財源 | 基準所得 円 × 7.6% = 円 (1) | 加入者の人数 人 × 23,400円 = 円 (2) | = 24,600円 (3) | [(1)+(2)+(3)]×加入月数 /12か月 限度額65万円 = 円 (A) |
| | 後期高齢者 支援分 後期高齢者医療 制度を支える財源 | 基準所得 円 × 1.9% = 円 (4) | 加入者の人数 人 × 6,000円 = 円 (5) | = 6,300円 (6) |
| 介護分 (40-64歳該当) 介護保険制度を 支える財源 | 基準所得(該当者分) 円 × 1.2% = 円 (7) | 該当者の人数 人 × 5,100円 = 円 (8) | = 5,100円 (9) | [(7)+(8)+(9)]×加入月数 /12か月 限度額17万円 = 円 (C) |

※1:総所得金額等とは

- 前年中(令和4年1月1日から12月31日まで)の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額(喪失の繰越控除後)などの合計です。ただし退職所得は含まず、雑損失の繰越控除は控除しません。
- 国民健康保険税の算出では、税法上の扶養控除や社会保険料控除などの各種所得控除は適用されません。

※2:基礎控除額とは

- 430,000円ですが、加入者個人の合計所得金額が2,400万円を超える場合は減額します。

合計

(A)+(B)+(C)

= 円

令和5年度国民健康保険税 納期限 年税額(4月から翌年3月までの分)を、8回に分けて納めます。

| 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 |
|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|
| 7/31 | 8/31 | 10/2 | 10/31 | 11/30 | 12/25 | 1/31 | 2/29 |

4 国民健康保険税の納付

納付書払い ※ 納付の取扱いは、納期限まで

市役所会計課、小矢部市指定金融機関、ゆうちょ銀行※、コンビニエンスストア※、スマートフォン決済※による納付ができます。

口座振替

振替日の概ね1ヶ月前までに、小矢部市指定金融機関、ゆうちょ銀行の窓口にてお申込みください。

年金天引き

65歳以上の一定の要件を満たす世帯主が対象です。

対象となった方は、自動的に年金天引きに切り替わります。年金天引きとせず口座振替で納付する場合は、手続きが必要です。

5 所得に応じた軽減制度 《申請不要》

| | |
|------|---|
| 軽減割合 | 世帯の軽減判定用所得(※1)が、下記の金額以下の場合、均等割額、平等割額が軽減されます。 ◎加入者の所得が不明な場合は、軽減判定が行われません。 |
| 7割軽減 | 基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1) |
| 5割軽減 | 基礎控除額(43万円)+(被保険者・特定同一世帯所属者(※3)の人数×29万円)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1) |
| 2割軽減 | 基礎控除額(43万円)+(被保険者・特定同一世帯所属者(※3)の人数×53.5万円)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1) |

(※1 世帯の軽減判定用所得とは)

- 世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)、世帯の被保険者、特定同一世帯所属者の前年における所得の合計額です。
- 65歳以上の公的年金受給者の場合は、公的年金等の雑所得から15万円減額します。

(※2 給与所得者等とは)

- 給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方)をいいます。

(※3 特定同一世帯所属者とは)

- 後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険被保険者の資格を喪失した方で、継続して同一の世帯に属する方です。

6 後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯への軽減制度 《申請不要》

医療分及び後期高齢者支援金分の平等割額が、最初の5年間は2分の1、その後3年間は4分の1減額されます。

【条件】 国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、世帯の国民健康保険加入者が一人となること。

被用者保険の被扶養者であった方(旧被扶養者)への減免制度 《申請必要》

旧被扶養者の所得割額は、当分の間免除となります。均等割額、平等割額※は、7・5割軽減に該当する世帯を除き、2年に限り、2分の1に減額されます。 ※平等割額は、世帯の国民健康保険加入者が旧被扶養者のみの場合、対象です。

【条件】 被用者保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者(65歳以上)が国民健康保険へ加入すること。

7 未就学児がいる世帯への軽減制度 《申請不要》

国民健康保険に加入する未就学児にかかる均等割額の2分の1を減額します。所得に応じた軽減制度が適用されている場合は、軽減後の額より減額となります。

【条件】 平成29年4月2日以降生まれの方であること。

8 非自発的失業に伴う軽減制度 《申請必要》

会社の倒産や解雇などにより離職をされた方は、離職の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を30/100とみなして、所得割額を計算します。

【条件】

- 離職時の年齢が、65歳未満であること。
- 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかに該当すること。

9 納付が遅れると

国民健康保険税を滞納すると、次のような措置がとられます。

- 督促、延滞金の加算
- 短期証(通常より有効期限が短い保険証)の交付
- 資格証明書の交付
(医療機関の窓口で医療費の全額をいったん、お支払いいただくこととなります。)
- 高額療養費等の給付の差し止め
- 差押さえ等の滞納処分

保険税額・納付については...

小矢部市税務課

お問い合わせ先

保険証の手続きについては...

小矢部市市民課

0766-67-1760 (代表)